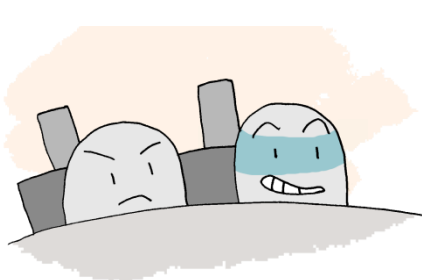


# 玄海原発3・4号機再稼働NO! 「審査書案」パブリック・コメントを出そう!



## 玄海原発プルサーマルと全基を みんなで止める裁判の会

2016年11月30日版

〒840-0844 佐賀市伊勢町 2-14

TEL: 0952-37-9212 FAX: 0952-37-9213

mail: [saiban.jimukyoku@gmail.com](mailto:saiban.jimukyoku@gmail.com)

<http://saga-genkai.jimdo.com/>



11月9日、原子力規制委員会は玄海原発3・4号機の新規制基準適合性審査において、九州電力の原子炉設置許可変更申請を認める審査書案を提示しました。12月9日までの30日間、パブリック・コメントが実施されています。

再稼働は私たちの命と暮らしを左右する大問題です。「科学的・技術的意見の募集」と制約がかけられていますが、市民の立場から、科学的・技術的意見のみならず、避難計画をはじめ、再稼働に反対する理由や思いをどんどん出していきましょう。

そして「規制委へメールを送る」だけにとどまらず、加害当事者九電や、住民の命を守る責務がある自治体からも国に意見を述べるように働きかけていきましょう。

推進側の「スケジュールこなし」に過ぎないパブコメですが、みんなで考え、一人ひとりが自分の言葉で再稼働NOを訴えて、原発を止めるための一つの機会として活かしていきましょう。

募集要項は下記ページからご覧ください。意見はメール、FAX、郵送で送ることができます。

### ◆審査書案に対する科学的・技術的意見の募集について(規制委HP)

[https://www.nsr.go.jp/procedure/public\\_comment/20161110\\_01.html](https://www.nsr.go.jp/procedure/public_comment/20161110_01.html)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198282011&Mode=0>

### ◆意見送付の宛先 FAX: 03-5114-2179

〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 安全規制管理官(PWR担当)宛

### ◆締切 12月9日(金)

日頃、私たちが感じていることや訴えていることを中心に、文例をつくってみました。残された期間もわずか、内容も不十分ですが、ご参考にいただければ幸いです。

意見の該当ページを明記する必要がありますので< >内に審査書案(全 414 ページ)のページ番号を記載しました。

【1】(4)(5)、【3】(1)～(4)について、「原子力規制を監視する市民の会」作成の「パブコメのタネ」<http://kiseikanshi.main.jp/2016/11/26/genkaipabukome/> の内容をお借りしました。こちらご御覧ください。

## 【1】審査書の位置付け <p.1>、審査結果 <p.411>

### (1) 福島原発事故が収束せず、事故原因が検証されていない

福島原発事故はいまだ収束せず、放射能汚染水が垂れ流され続けています。事故原因も検証できていません。

安倍首相は「世界最高水準の規制基準」と言いますが、規制当局トップの田中俊一原子力規制委

員会委員長は「基準の適合性は見ているが、安全だということは申し上げない」と繰り返して言ってきました。事故を大前提としているのです。玄海原発が重大事故を起こせば、被害は甚大なものとなり、佐賀のみならず日本全国に及び、国をも滅ぼしかねません。

そもそも、福島事故では誰が責任をとったのでしょうか。ひとたび事故になったら、誰も責任をとらないままに、犠牲になるのはいつも私たち住民です。だから、再稼働を許してはなりません。

## (2) 猛毒プルトニウムを使うプルサーマルは一層危険

玄海原発3号機は、使用済みウラン燃料を再処理して取り出したプルトニウムを混ぜたMOX燃料を、ウラン用原子炉で燃やすプルサーマル発電です。プルトニウムは核兵器の材料であり、超危険な猛毒の放射性物質です。燃料が熔融する温度が低く熔融しやすい、制御棒の効きが悪い、などの危険性があり、安全余裕が削られます。事故時の放射能被害の範囲は4倍にもなると言われています。しかし、審査書案ではウラン燃料を用いる通常の運転と同じ扱いになっており、プルサーマルの危険性について十分考慮されていません。使用済みMOX燃料の処理方法も未解決です。

今、高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉が決定され、青森県六ヶ所村の「再処理工場」の稼働も目処が立たない中、核燃料サイクル政策は破たんしています。プルトニウム利用にこだわる国が仕方なく始めたプルサーマルは中止すべきです。

## (3) 避難計画では命を守ることができない

### ① 自然環境すべてが放射能に汚染される

玄海原発で事故が起きたら、放射能は風に乗って四方八方にまき散らされます。たとえば、西風が吹いたら基山・鳥栖方面へ、北西風なら小城から佐賀方面へ、北風なら伊万里から太良方面へというように、どこへどう飛んでいくか分かりません。玄海に有明海、佐賀平野に背振山地…私たちの住む自然環境すべてが放射能に汚染されるのです。

### ② 被ばくを前提とした机上の計画

原発事故時の避難計画は「30キロ圏」でしかつくられていません。避難先は一人あたり2㎡のスペースで計算し、人口1万人の太良町に伊万里市の住民8千人が避難してくるような机上の数合わせ。逃げる方向は1つだけ。放射能被害の拡散を防ぐために徹底しなければいけない放射能汚染検査（スクリーニング）は高い汚染基準の上、代表者のみでよしとする手抜き検査。SPEEDIなど放射能拡散予測をやめて実測値で避難。一日以内に避難する基準は実測値で毎時500 $\mu$ Svという日常の放射線量（0.05 $\mu$ Sv）の1万倍の数値。最低限の備えとしての安定ヨウ素剤すら、原発5キロ圏外の住民には事前配布されず。このように問題だらけで、被ばくを前提とした机上の計画となっています。

### ③ 現実から遊離した避難訓練

10月10日に行われた原子力災害避難訓練では佐賀県の30キロ圏人口19万人のうち避難訓練参加者はわずか0.3%の639人でした。参加した住民からは「すべて予定どおりに訓練をやっているだけでは意味がない」「集合場所にわざわざ集まるか？バスはちゃんと来るのか」「原発にわざわざ近づくような道は通らない」「避難の経路を知らなかった」「病気で足が思うように動かない。死んだ方がましだ」となどの声を聞きました。

また、屋外は放射能が飛び交っている中を、ドアは開けっぱなしで、職員も住民も防護服もマスクもつけずにいたりするなど、「放射能からの避難」ということが非常に軽視されている訓練でした。自然災害と違うのです。このような実効性のない避難計画では、私たちの命は守ることができません。

### ④ 実効性を誰も確認しない

九電や国は「避難計画を支援します」と言いますが、そもそも原発事故の加害者は電力会社であり原発推進の国です。しかし、避難計画は地方自治体に押しつけられています。

こうした避難計画について、適切で実効性あるものかどうかを確認する法的手続きがなく、適合性審査でも検討の対象となっていないのは重大な欠陥です。

## (4) 原子炉等の強度不足問題の検査が先

フランスでは、原発で使われている鋼材で「炭素偏析」が見つかり、強度不足の可能性があると

して原発停止に追い込まれています。フランスでは、書類の確認だけでなく、実機の検査まで行いました。その結果日本製の鋼材にも「炭素偏析」の疑いが出てきました。

玄海原発3・4号機の原子炉容器の上蓋と胴部でも同じ会社の鋼材が使われていますが、規制委・規制庁は品質管理の手順を書類で確認しただけでよしとしています。検査を実施させ、その結果を確認するまでは再稼働すべきではありません。

## (5) パブコメ結果は公開で審議して反映を

これまでの審査では、国民から寄せられた意見の多くが採用されず、きちんと審議すらされていませんでした。少なくとも適合性審査の会合の場で、反映の仕方について公開で議論すべきです。審査書案の確定の前に、住民からの意見を直接聞く公聴会を合わせて開催すべきです。

## 【2】発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力 <p.4>

人間や生き物、地球環境そのものに対して、取り返しのつかない災禍をもたらしかねないのが原子力発電です。技術的能力以前に、事業者には生命や社会に対する高度な倫理観が求められます。九州電力は、原発の安全性について「やらせ」「仕込み」などまでして住民を欺いた過去があります。その反省もないままに、直近でも免震重要棟建設の約束を反故にするなど、ウソをつきました。

また、鹿児島県知事をはじめ自治体や住民からの声を軽視し、真摯に向き合わない九州電力は倫理観が欠如していると言わざるを得ません。

原子力規制委員会の組織理念は「原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観」を持つべしと謳っています。倫理観の欠如した事業者に、原子力発電を認めることは許されません。

## 【3】地震動想定と耐震性評価について <p.10～30>

### (1) 地震動想定が小さすぎる

島崎元原子力規制委員の提言にあるように、基準地震動の策定に際して、過小評価となる「入倉・三宅式」を使うべきではありません。

- ・九州電力は、津波評価でもちいる地震については、日本の地震の特性に基づく経験式である武村式を用いていますが、地震動評価では入倉・三宅式を用いています。

- ・元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震のデータから、入倉・三宅式では過小評価であることを明らかにし、この式を原子力防災に使うべきではないとし、原子力規制委員会に指摘しました。

- ・原子力規制委員会は、大飯原発について、入倉・三宅式に替えて武村式を用いた試算を行いました。その結果、地震モーメントは、入倉・三宅式の約 3.5 倍、加速度（短周期レベル）は約 1.5 倍となりました。しかし、原子力規制委員会は、試算には矛盾があるとして、試算結果を否定し、玄海原発の審査に適用していません。

### (2) もう一つの過小評価…地震動は3倍以上に

地震動の想定で用いられている「壇他の式」にも過小評価があります。「片岡他の式」を用いて計算すると、玄海原発周辺の竹木場断層による地震動は3倍以上になり、再評価が必要です。

- ・さらに、現状の地震動評価で用いられている別の式にも過小評価があることが明らかになっています。地震モーメントから加速度（短周期レベル）を算出する際に、現状では壇他の式という経験式が用いられていますが、この式は、規模が小さい地震では適合しても、規模が大きい地震では過小評価となり、大きければ大きいほどより過小評価となる傾向があります。

- ・規模が大きい地震を含めて、現実により適合している片岡他の式という経験式があります。基準地震動を算出する場合は、壇他の式に替えて片岡他の式を用いるべきです。

- ・玄海原発周辺の竹木場断層（横ずれ断層）について、武村式と片岡他の式を適用すると、加速度（短周期レベル）は3倍以上となり、基準地震動は 2000 ガルを超えます。また規制委が指摘する矛盾

も解消します。基準地震動の策定は一からやり直すべきです。

### **(3) 震源を特定しない地震動 620 ガルは過小評価**

震源を特定せずに策定する地震動について、2000年鳥取県西部地震および2004年北海道留萌支庁南部地震を参照して620ガルとしています。これは、中越沖地震で基準値を大きく超えた柏崎刈羽原発の1699ガルに比べるとあまりに小さい値です。基準地震動の最大加速度は少なくとも既往最大の1700ガルにすべきです。

### **(4) 耐震性評価に関して、くり返しの揺れを想定していない**

熊本地震では短時間の間に強い揺れがくり返し発生しました。

しかし、原発の耐震性評価では、一回の基準地震動に耐えればよいことになっています。配管の金属疲労などは、比較的弱い力でもくり返し発生することによってその影響が蓄積していきますが、そこに、基準地震動に匹敵する揺れが2度発生する場合や余震や前震の影響は全く考慮されていません。前震や余震の影響を考慮して耐震性の評価をやりなおすべきです。

## **【4】燃料体の貯蔵施設 <p.111～112>**

玄海原発では現在プールに核燃料が貯蔵されていますが、11月22日の福島沖地震による福島第二原発の事故は、使用済み燃料の保管方法に警鐘を鳴らしました。

さらに九電は核燃料のラックを数十%隙間を詰め貯蔵量を2倍にするリラッキングを申請していますが、すし詰め状態にするのは一層危険です。検討中の乾式貯蔵施設にしても現在のプールでの水冷式との併用を前提にしたものであり、危険性が増幅するだけです。

しかも青森県の六ヶ所村の再処理施設の建設稼働目途が立たない状況では、それが超長期貯蔵から最終処分施設になる可能性が高まっています。

乾式貯蔵施設に使用済み燃料を収容する金属キャスクの耐用年数は50年程度とされており、地震などで被災しなくてもそのままでは極めてもろいと危惧されています。

そもそも、法律上も「使用済み燃料の処分の方法、搬出の相手先を記載すること」と規定されているにもかかわらず、再処理の委託先は記載されないままであることがおかしいのです。

「高レベル最終処分場」についても10万年もの管理が必要です。

これ以上核のゴミを増やすのは、未来の世代に対してあまりにも無責任です。再稼働を止め、全国すべての原発を廃炉にしなければなりません。

## **【5】重大事故等対処施設 <p.375～381>**

テロ対策施設やフィルターベントなどの特定重大事故対処施設の設置期限について、そもそも5年間猶予されていましたが、昨年11月にさらなる猶予期間の延長がなされました。

テロや災害は、猶予期間の間、待ってくれません。少なくともこれらの完成までは再稼働させてはなりません。

## **【6】緊急時対策所(免震重要棟等)について <p.390～399>**

福島第一原発事故で最前線の事故収束拠点となった免震重要棟建設計画の撤回は国民との約束違反です。

九州電力は「免震よりも耐震の方が、速やかに工事計画の審査対応を進めることが可能であり、更なる遅延を回避できる」「耐震構造なら免震構造より2年早くできる」とも繰り返し説明してきましたが、安全よりも工期短縮等コストを優先する事業者に、原発運転を認めることはできません。